

平成27年度
「2020年東京オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成27年10月26日（月）

都庁第一本庁舎33階 特別会議室S6

(午後3時30分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。と思います。

本日は、お忙しい中、委員の皆様には御出席いただきましてまことにありがとうございます。「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」ということで、議題に沿ってやらせていただきたいと思います。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきまして、一昨年12月の評価委員会で既に御了承いただいておりますので、本評価委員会は公開とさせていただきます。傍聴の方は、途中退席されても結構です。

なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

本日は、次第にありますように、東京ビッグサイト環境影響評価書案にかかる意見聴取を行います。

それでは、柳会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○柳会長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、御参集ありがとうございます。

それでは、議事に従って進めていきます。まず、最初に議事1「東京ビッグサイト実施段階環境影響評価書案に係る意見聴取」です。事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今回、アセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック事務局より環境局長宛て、東京ビッグサイトの評価書案の送付を受けましたので、本日、意見聴取の手続に入るものでございます。

初めに、お手元の資料をご覧ください。「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京ビッグサイト）実施段階環境影響評価書案」にかかる審議をお願いするものでございます。

通常の審議会ですと、「諮問」に該当するものでございます。お手元の資料を読み上げさせていただきます。

27環総政第674号

平成27年10月26日

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎殿

東京都環境局長
遠藤雅彦

2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編（25環都環第505号環境局長決定）の規定に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京ビッグサイト）実施段階環境影響評価書案。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、東京ビッグサイト実施段階環境影響評価書案について、オリンピック・パラリンピック事務局のほうから説明いたします。

なお、評価書案の審議については次回以降の委員会をお願いできればと考えております。よろしくお願いいたします。

○西沢施設輸送計画課長 それでは、私のほうから続きまして説明させていただきます。東京ビッグサイトにかかる評価書案についての説明でございます。

今回対象としております東京ビッグサイトでございますけれども、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会の際には国際放送センター及びメインプレスセンター、略称でIBC/MPCというふうによく呼んでおりますけれども、こちらの拠点として活用する計画となっております。大会期間中は、オリンピック・パラリンピックの状況を全世界に向けて報道、放送などで発信していく拠点となる位置づけでございます。

その一方で、東京ビッグサイトはもともと展示場でございます。大会終了後の展示会場としての施設の有効活用を見据えまして、展示機能の拡張を目的とした増改築の建設を予定しているところでございます。

今回の評価書案におきましては、増築棟の建設工事及びそれに伴う地盤改良工事を評価の対象としております。

この評価書案につきましては、去る10月19日、環境局長に提出いたしました。また、同じ日からホームページで公表しまして、その日から12月2日までの期間で都民の方々の御意見の募集を行っているところでございます。

では、評価書案の詳細な内容につきましては担当のほうから御説明させていただきます。

○オリパラ準備局 それでは、引き続きまして評価書案の概要につきまして御説明させていただきます。お手元の資料の「概要版」と書かれている資料をご覧ください。

めくっていただきまして1ページ目、2ページ目につきましては「2020東京大会の目的」や概要などにつきまして整理したものでございまして、こちらはほかの施設も同等となっておりますので割愛させていただきます。

3ページ目からが、「東京ビッグサイトの概要」になります。東京ビッグサイトにつきましては、平成8年4月に開業いたしました国内最大の総展示面積を有する展示会場でございます。本計画につきましては、展示機能の拡張を目的とした増築棟の建築を行うものでございます。下のほうに絵が描いてございますが、既存のビッグサイトにつきましては大きく会議棟、東展示棟、それから西展示棟の大きく3つの施設からなっておりますが、今回の計画はこの西展示棟のさらに南側のところに増築棟を建設するものでございます。

4ページにそちらの増築棟の緒元を記載してございまして、敷地面積といたしまして増築棟部分で約3万3,000平米、延床面積として約6万8,500平米、最高高さは約40mとなっております。

表の中の「その他」のところに書いてございますが、地盤改良工事につきましては平成27年度から28年度、増築棟の工事につきましては28年度から31年度を予定してございます。ビッグサイトの計画の内容につきまして、まず4ページでございます。

5ページのところに現況の航空写真を記載してございますが、先ほど申し上げたとおり会議棟、東展示棟、西展示棟から大きくなってございますが、そちらの南側、現在は屋外展示場及び西棟屋外駐車場として利用されているエリアに増築棟を建設することになります。

周辺といたしましては計画地の西側のところに有明西ふ頭公園、あるいは水の広場公園といったような公園が整備されております。それから、計画地の北側のほうへ行きますと首都高速道路湾岸線、あるいは一般国道357号、湾岸道路といったような道路が走っております。

6ページは、「配置計画」でございます。

7ページに配置計画図を入れてございます。西展示棟の南側のところに増築棟（本体）という施設、それから増築棟（駐車場）という施設を建設いたします。それから、既存の会議棟と増築棟を結ぶ連絡通路というものを建設する予定になってございます。

「発生集中交通量及び自動車動線計画」でございますが、現在のビッグサイトの敷地内、約860台が今後約1,000台となる計画になってございまして、イベント時の発生集中交通量、イベントの種類によって増減はあるんですけれども、一般的なイベントとして約1万台/日を

計画してございます。

「駐車場計画」につきましては、右側の7ページの図に示す増築棟（駐車場）というところに立体駐車場を設け、それから増築棟の本体と言っているところの建物周りに設ける予定計画としてございます。

続きまして「設備計画」でございますけれども、上水のほかに有明水再生センターから中水の供給を受ける計画でございます。それから、電力、都市ガスのほかにこちらの地域は地域冷暖房がある地域でございますので、地域冷暖房から冷水・温水の供給を受ける計画としてございます。そのほか、太陽光発電設備、燃料電池設備等を設置する計画としてございます。

「廃棄物処理計画」につきましては、法令にのっとって適切に処理する計画としてございます。

8ページに断面図が書いてございますが、建物高さが約40mとなっております。

9ページは、「緑化計画」でございます。緑化計画につきましては、増築棟の東側、南側及び西側に新たに地上部に植栽をする計画としてございます。それから、連絡通路、増築棟周りに屋上緑化、壁面緑化を行う計画としてございまして、面積といたしましては江東区みどりの条例に基づく緑化基準を上回る計画としてございます。

続きまして、「施工計画」でございます。地盤改良工事につきましては、平成27年度から28年度の9カ月間、増築棟工事につきましては28年度から31年度にかけて予定してございます。

それから、工事中の環境保全措置といたしまして1点目でございますけれども、工事用車両に関しまして先ほど申し上げたとおり計画地の北側に首都高速道路、それから湾岸道路が走ってございます。さらにその北側にいきますと有明北地区の住居等があるエリアになりますので、極力、湾岸線、湾岸道路を利用する計画としたいと考えてございます。

続きまして、10ページ目が「環境影響評価の項目」になります。これまでのほかの施設と同様でございますけれども、大会期間中の仮設工作物の諸元の計画が未定だということ、それから大会期間中の運営につきましてもまだ諸元がなかなか固まっていないということもございまして、本評価書案につきましても仮設工作物、あるいは開催中の環境影響評価については対象としておりませんので、今後、別途実施させていただく予定としてございます。

11ページに、対象とした環境影響評価項目を整理してございます。

まず、「大気等」につきましては工事用車両の走行に伴うもの、「緑」「騒音・振動」につきましても工事用車両の走行に伴うもの、それから「景観」と「自然との触れ合い活動の

場」。

続きまして12ページでございますが、「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」「温室効果ガス」「エネルギー」「安全」「消防・防災」、工事用車両に伴う「交通渋滞」を対象として予測評価を行ってございます。

13ページ、14ページが選定した項目の理由になってございますが、こちらは割愛させていただきます。15ページには選定しなかった項目に対する理由を記載してございます。

まず「水質等」でございますが、こちらは排水については公共下水道のほうに排出するというので対象としてございません。それから「土壌」ですが、東京ビッグサイトにつきましては平成8年に開業してございますが、それ以前について土地利用はなされていなかったところでございますので有害物質の取扱事業場が存在していたという履歴はございません。

それから、今後の事業活動に伴いまして、土壌汚染に影響を及ぼすおそれのある要因はないということで、項目としては選定してございませんが、今後、工事中などに新たに土壌汚染が確認された場合などは速やかに対策を講じるとともに、フォローアップ報告書で内容については明らかにしてまいりたいと考えてございます。

「生物の生育・生息基盤」でございますが、こちらは計画地が現在のビッグサイト内に位置しているということで対象としてございません。

それから、「水循環」につきましては埋立地に位置しているということで対象といたしておおりません。

「生物・生態系」につきましては、こちらもビッグサイト内に位置しているということで対象としてございません。

それから、「日影」につきましては周辺に住居等が存在しないということもございまして、今回につきましては対象としてございません。

「歩行者空間の快適性」につきましては、周辺の公共交通機関から施設への歩行者経路に変化が生じないということがありまして対象としてございません。

「史跡・文化財」でございますが、こちらもビッグサイト内に位置しているということで対象としてございませんが、今後、新たに文化財が確認された場合にはフォローアップで明らかにしてもらいたいと考えてございます。

それから、「土地利用」「地域分断」「移転」のいずれの項目につきましても、こちらはビッグサイト内に位置しているため対象としてございません。

それから、「スポーツ活動」からその下の「衛生」までのところにつきましては、ほかの

施設も同様でございますが、個別施設ではなくて全体計画の中で評価してまいりたいと考えてございます。

それから、「公共交通へのアクセシビリティ」でございますけれども、主なアクセス経路につきましては、近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されているという状況がありますので、そちらの状況については今後も変わりはないということで対象としてございません。

「交通安全」につきましても、近接する駅から会場までの歩行者動線が工事用車両のルートと交錯しないということもございまして対象としてございません。

それから、16ページ目の「経済波及」「雇用」「事業採算性」につきましても、個別会場ではなく全体計画の中で評価をしてまいりたいと考えてございます。

以上の環境影響評価項目の選定したものを対象にいたしまして、17ページ以降に評価の結論を記載してございます。

まず「大気等」でございますが、二酸化窒素につきましては将来濃度といたしまして0.049ppmとなると予測してございまして、環境基準値を下回ると予測してございます。

それから、SMPにつきましては1立米当たり0.052mgと考えてございまして、こちらも環境基準を下回ると予測してございます。

それから「緑」でございますけれども、東京ビッグサイト西地区の範囲として、合計で約1万9,932平米の緑化面積を確保する計画としてございまして、こちらの面積といたしましては江東区みどりの条例の必要緑化面積を上回る値となっております。

それから、計画地の中に地上部緑化、屋上緑化は水の広場公園から有明西ふ頭公園へ連なる緑の連続性を強化し、水辺を生かした地域景観を形成するというふうに考えてございます。

続きまして「騒音・振動」でございますけれども、工事用車両に伴う道路交通騒音といたしましては昼間で66dBと考えており、環境基準値を下回るというふうに予測してございます。

それから、道路交通振動につきましては昼間53dB、夜間48dBと考えまして、それぞれ規制基準値を下回るというふうに考えてございます。

それから「景観」でございますけれども、計画地のある臨海部につきましては海や運河等の水域により豊かな水辺空間が形成されているエリアでございます。今回の計画に当たりましては既存の建築物、既存のビッグサイトとの連続性を継承した景観の創出を行うというふうに考えでございます。また、地上緑化、壁面緑化、屋上緑化を設け、水の広場公園から有明西ふ頭公園へ連なる緑の連続性を強化するなど、計画地周辺と調和し、水辺を生かした地

域景観を形成するというふうに考えてございます。

続きまして18ページ、「景観」の続きでございます。

一番上の景観形成特別地区でございますけれども、本地区につきましては東京都の景観計画の中で景観形成特別地区として設定されておりまして、水際や水上からの視点に配慮し、水辺を生かした景観形成を図る地区というふうにされてございます。今回の計画につきましては先ほど申し上げたとおり、水辺を生かした地域景観を形成するというふうに考えてございます。

それから、「代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」でございますが、先ほど御説明したとおり周辺と調和し、水辺を生かした地域景観を形成するというふうに考えてございます。

「圧迫感の変化の程度」でございますが、形態率につきましては現況と比べて約6.5%増加するというふうに予測してございます。計画に当たりましては、地上緑化・壁面緑化等を行うことによりまして圧迫感の低減に配慮した計画としてございます。それから、緑視率の変化でございますが、緑化は行いますけれども、既存樹木も一部あるというところで、緑視率についてはほとんど変化しないというふうに予測してございます。

それから「景観阻害要因の変化の程度」でございますけれども、現況では屋外展示場及び屋外駐車場となっており、景観阻害要因は存在しないと考えてございます。今後でございますが、計画地周辺と調和し、水辺を生かした地域景観を形成するため、景観阻害要因は生じないと考えてございます。

続きまして19ページ目、「自然との触れ合い活動の場」でございます。

まず、活動の阻害または促進の程度でございますけれども、計画周辺の自然との触れ合い活動の場は歩車分離が確保されており、自然との触れ合い活動の阻害または促進の程度に影響は生じないと考えてございます。

それから利用経路に関してでございますけれども、近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されているため、一般歩行者の通行は現況と変化ないというふうに考えておりまして、利用経路は維持されると考えてございます。

それから、「水利用」でございます。雨水を利用するとともに、有明水再生センターから供給された中水について利用する計画としてございまして、東京都の「水の有効利用促進要綱」に基づく内容と合致しているだろうと考えてございます。

それから、「廃棄物」でございます。

まず建設段階の廃棄物でございますが、伐採樹木につきましてはマテリアルリサイクル、それからサーマルリサイクルの利用を検討する計画としてございます。

建設発生土・建設汚泥につきましては、いずれも適切に処分する計画としてございます。

建設廃棄物につきましても、分別を徹底するとともに再利用の促進や不要材の減量化を図る計画としてございます。

それから、施設の稼働段階における廃棄物になりますが、現況のビッグサイトも同様でございますけれども、東京都の条例や江東区の条例に基づき、適切に処理処分を行う計画としてございます。

続きまして、20ページが「エコマテリアル」になります。建設工事に当たりましては東京都の環境物品等調達方針というものがございますので、こちらに基づきまして建設資材等の環境物品の利用を図る計画としてございます。

それから、「温室効果ガス」でございます。先ほど申し上げたとおり地域冷暖房が設置されているエリアでございますので、その地域冷暖房からのエネルギー供給を受けるということと、それから太陽光発電を入れることによりまして、既存施設から比べましてもより一層の省エネルギー効果が得られると考えてございます。

「エネルギー」につきましても、同様でございます。

それから、「安全」でございます。

まず「危険物施設等からの安全性の確保の程度」でございますが、周辺にガソリンスタンドなどもございますけれども、これらの危険物施設等につきましては法令に基づく規制がなされているということで、安全性については確保されるだろうと考えてございます。

それから、「移動の安全のためのバリアフリー化の程度」につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、あるいは東京都の福祉のまちづくり条例というものに基づきましてバリアフリー化を図る計画としてございます。

それから、「電力供給の安定度」につきましては、電力供給を受けるだけではなくて非常用発電機を設置する計画としていることから安定性が確保されるかと考えてございます。

続きまして21ページ、「消防・防災」でございます。

まず、「耐震性の程度」につきましては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づきまして人命の安全確保だけではなくて機能確保の基準を満足する設計としてございます。それから、当該地区につきましては広域的な防災支援活動拠点として整備することとなっておりますので、これらにつきましても満足できるかと考えてございます。

それから、「津波対策の程度」につきましては、計画地そのものがTP6mから7mぐらいの地盤の高さになってございます。それから堅牢な建物とするということと、区民等の避難誘導を行う計画としているということで考えております。

「耐火性の程度」につきましては、建築基準法や消防法などに基きまして満足した計画としてございます。

それから、「交通渋滞」でございますけれども、工事用車両が最大となる時期の周辺交通量に占める工事用車両の割合としては1.5%くらいと見積もってございます。極力、冒頭申し上げたとおり、内陸側のほうに行きますとマンション等々がございますので、なるべく工事用車両につきましてはその前面の首都高速、首都高湾岸線、あるいは湾岸道路を走行する計画としたいと考えてございます。

駆け足でございますが、御説明としては以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

本日は評価書案の説明を受ける日で、本格的な審議は先ほど事務局からありましたが、次回以降を予定されておりますけれども、特に本日確認しておきたい事項がありましたら伺いたしますので、皆さんのほうからいかがでしょうか。何か御意見、御質問はございますでしょうか。

では、どうぞ、中杉委員。

○中杉委員 選定された項目については次回以降審議されると思うのですが、選定されなかった項目について確認しておきたいのですが、土壌のところでは幾つか要素が並んでいますが、どれを理由に選定しなかったのか、もう一つははっきりしないので教えていただけますか。

この土地は多分もともとの由来から考えると、有害物質取扱事業所が存在しなかったのは確かだけれども、もともとの埋立材由来の自然起因の汚染というものが存在している可能性が非常に高いので、その可能性はあるだろうと考えられます。

そういうことで、3,000平米以上なので届け出をするので条例と法律に基づいて適切にやるからということなのか。ちょっとこれはどこがどうなのかがよく分からない。場合によっては掘削土量が3万7,000ぐらい大量に出るわけですね。これは再資源化するということなので問題ないというのか。ちょっとそこら辺がはっきりしないと、どういう理由なのか。計画地に有害物質取扱事業所が存在した履歴がないという理由は必ずしも当たらないと思いますので、そこら辺をきっちりしておかないといけないだろう。

できれば採用していただいて、そんなに難しい話ではなくて、これこれこういうふうにするから大丈夫だと言っていただければそれで済みなんですけれども、この理由が少しはつきりしないし、説明が不十分であろうと思いますので、個別に入るとここは対象にならないものですから質問させていただきました。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○オリパラ準備局 今、記載させていただいた内容といたしましては中杉先生が御指摘のとおりでございまして、地歴調査の結果は履歴が存在しないということと、今後工事の着工前に環境確保条例117条及び土壤汚染対策法4条に基づく土地の形質の変更届の提出を予定しているということで対処したいと考えてございまして、現段階では汚染土壤が確認されていないということで対象としていないというものでございます。

ただ、今後確認される場合があるかもしれません。その場合には、フォローアップ報告書等々で内容を明らかにしてまいりたいと考えているということでした。

○中杉委員 地歴調査でないというのは、その地歴調査が不十分だ。自然由来の話は地歴の中に当然含めて考えるべきで、それを見落としているのであれば地歴調査は不十分であると言わざるを得ない。実際の取り扱いとしてはこういう取り扱いでほとんど問題ないと思うのですけれども、そういう理由で書かれてしまうと、これは、はいそうですというふうにそのまま承認するわけにはいきません。

○オリパラ準備局 記載内容につきましては、また御相談させていただければと思っております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

では、興水委員どうぞ。

○興水委員 緑化の記述があったのでちょっと伺いたいんですけれども、例えば先走って恐縮ですが、このピンク色のレポートのほうで評価書案のところで21ページに歩行者動線計画というものがあって、たまたまこの絵を見ているんですが、破線で会場エリアというのがくくってあるんです。これと都有地との関係、それから1つ前の絵で19ページでしょうか。海岸線は多分国有地になる部分があると思うんですけれども、その辺の土地の取り合いがどういうふうになっているのか。敷地に対して何%緑化するのかということから今このことを伺おうと思って質問をしているんですけれども、会場エリアと都有地と国有地の関係というのはどうなっているのかということが分かれば今、教えていただきたいと思います。

○柳会長 事務局、いかがでしょうか。

○オリパラ準備局 申しわけございません。今、明確にお答えできませんので確認させていただければと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

では、平手委員どうぞ。

○平手委員 本日出した意見は次回以降のこの評価書の案の検討について、要するに今日出た意見を反映させて差し替え版が出てくるのか。それとも、もうこれはこれで評価するのか。どちらなのでしょう。

○川道オリパラアセスメント担当課長 手続といたしましては、今回いわゆる意見聴取、諮問というものをやりましたので、今回はこれに基づく審議の段階に移るんですけども、その際に口頭できょう出た御質問にお答えをして済む場合には口頭で補足させていただくことになると思いますし、例えば中杉先生が言われたような土壌の項目で選定しなかったというふうに入っているんですが、選定したほうが良いという話に仮になるようであれば補足の資料を出して審議のときに追加で御説明という形になるのかもしれませんが、追加の資料を出すかどうかというのは各先生と相談しながら決めたいと思います。

いずれにしても、その結果を踏まえた上で加筆修正が必要なものについては評価書案を差しかえるわけではなくて、評価書案から評価書にする段階で反映させていくという形にさせていただいて、あくまでも資料が不足している場合には審議のときに補足の資料を足して説明という形にさせていただきたいと考えております。

○平手委員 そうすると、個別のところには深入りはしないほうが良いと判断していいですか。幾つか意見はあるんですけども、そこまでいってしまうとかなり。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それは、本日この場でということですか。

○平手委員 はい。

○川道オリパラアセスメント担当課長 特段の御意見を頂戴する分には全然、今、個別の話をお伺いするというのは、審議する段階ではないんですけども、疑義がありました場合には今この場で頂戴をしてお預かりするのも結構ですし、後日また改めて。

○平手委員 では、一言でいいますと景観のところなのですが、いろいろ概形では検討されているんですけども、細部のデザインとか、特に色とか、そういう記述が全くない。景観の問題というのは非常にそのあたりが大きいので、それについては何らかの意見というか、内容に反映させていただきたいというのが意見です。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今日のところは、その御意見をお預かりしてちょっ

と御相談させていただければと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

次回以降審議するわけですがけれども、特にここを確認しておいてあらかじめ事務局のほうに念頭に置いておいていただくと、事項以降の審議で事務局も準備が間に合うような事項もあるということでお伺いしているということです。特にほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに特に御発言がないようですので、これをもちまして本日の評価委員会は終了ということにさせていただきます。

(午後2時閉会)